

令和5年度 北海道羅臼高等学校の部活動に係る活動方針

活動方針策定の趣旨

- 本校は、学校教育目標を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」に則り、「北海道羅臼高等学校の部活動に係る活動方針」（以下「本方針」という。）を策定する。
- 部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけでなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
- また、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとする。
- 本校は、本方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。
- 本方針は、本校における部活動が、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- なお、同好会等の活動が、本校の管理下で顧問（責任者）の指導の下、部活動と同程度に継続的に行われており、生徒、保護者、地域住民等からも部活動と同様な活動として受け止められている状況がある場合は、それらの活動を部活動に含めて考えることとし、本方針の適用の対象とする。
- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、生徒の自主性、自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりしない。

1 適切な運営のための体制整備

(1)設置する部活動

本校は、次の部活動等を設置する。

【運動系】男女バスケットボール、テニス、バドミントン、サッカー、硬式野球

【文化系】吹奏楽、写真

【外 局】創作料理プロジェクト

(2)「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。

連絡先：北海道羅臼高等学校（目梨郡羅臼町礼文町9番地3）

TEL 0153-87-2481 FAX 0153-87-3359

E-mail rausu-z0@hokkaido-c.ed.jp（担当：教頭）

(3)年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

- 各部の責任者（以下「部活動顧問」という。）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- 校長は、上記の各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要

に応じて指導・是正を行う。

○部活動顧問は、年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料（部活動通信等）を配布するなどして、保護者・生徒の理解を得るよう努める。

(4)指導・運営に係る体制の構築

○校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

○校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。

○部活動指導員の配置に当たっては、適切な指導を行うために、部活動の位置付けや、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰はいかなる場合も許されないこと、サービスを遵守すること等について指導し、徹底する。

○校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

○校長は、「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」（平成 30 年 3 月 28 日北海道教育委員会決定）で示している、働き方改革に向けた取組を推進する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組み

校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(1)運動部活動における適切な指導

○スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であることを理解した上で指導を行う。

○生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2)文化部活動における適切な指導

○生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取る必要があることを理解した上で指導を行う。

○生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会、コンクール、コンテスト、発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(3)部活動用指導手引の活用

○校長は、部活動顧問に対し、関係団体等が作成した指導手引を活用するよう指導し、部活動顧問は、当該指導手引を活用するなどして、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、学校評議員やPTA等からの要望等を踏まえるとともに、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1)休養日の設定

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日以上、週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。）。
- 学校閉庁日（年間9日）は休養日とするよう努める。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとし、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 年間で4回の部活動休止期間（平日に週5日）を設定し、部活動は禁止（休養日）とする。

(2)活動時間の設定

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(3)高等学校における休養日等の設定

- 上記(1)及び(2)の基準を基本とするが、校長が当該部活動の活動計画及び活動実績等を確認し、下記(4)の休養日の下限及び活動時間の上限の範囲内での活動を行うと認められる場合には、休養日や活動時間を弾力的に設定することも考えられる。その際には、学校全体として、持続可能な部活動の運営体制の構築を図る。

(4)原則の特例（及び高等学校段階における弾力的な休養日等の設定）

- 上記(1)及び(2)に掲げる原則及び上記(3)に掲げる高等学校段階における弾力的な休養日等の設定に当たっては、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教師の負担軽減の観点から、休養日の下限及び活動時間の上限は、次のとおりとする。

ア 休養日の下限

- ・学期中は、平日に週1日（年間52日）以上、週末または祝日に月1日（年間12日）以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日（年間9日）を休養日とし、年間73日以上を休養日とする。
- ・長期休業中の休業日の設定は、学期中に準じた扱いとする。

イ 活動時間の上限

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は4時間程度とし、週当たりの活動時間は、長くとも16時間程度とする。

4 部活動の充実に向けて

(1)部活動指導の充実を図る取組

校長は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう校内及び管内での普及に努める。

(2)女子の指導に当たっての留意点

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(3)部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

○指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために、適切な指導の内容や方法であること等を生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりを活動の前提とする。

○部活動顧問と生徒の間に信頼関係があったとしても、体罰等は絶対に許されないという認識を持って指導に当たる。

(4)部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

○生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行う。

(5)家庭や地域との連携を図る取組

校長及び部活動顧問は、部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けることなどに協力し、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

(6)障がいのある生徒の部活動の充実

校長及び部活動顧問は、部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。